

西条市福祉ボランティア活動補助金交付要綱

平成17年4月1日

(要)告示第85号

改正 平成27年3月23日 (要) 告示第45号

改正 平成28年3月30日 (要) 告示第38号

改正 平成31年2月14日 (要) 告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の社会福祉に関する活動への参加促進を積極的に図るため、福祉ボランティア活動を計画的に支援、促進するとともに、福祉ボランティア活動に必要な環境や条件の整備に主眼をおいて、福祉ボランティア団体・グループ(以下「ボランティア団体」という。)が市内又は市内在住者に対して行う福祉ボランティア活動に要する経費に対し予算の範囲内で西条市福祉ボランティア活動補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、西条市補助金等交付規則(平成16年西条市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉ボランティア活動 自らの技能及び労力を自主的かつ奉仕の精神に基づき無報酬で提供するもので、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童の健全育成に寄与する活動

イ 身体障害者又は知的障害者の自立と社会経済活動への参加に寄与する活動

ウ 高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定に寄与する活動

エ 母子家庭、父子家庭又は寡婦に対し、その生活の安定及び向上に寄与する活動

(2) ボランティア団体 前号に規定する福祉ボランティア活動を行う者で、市内に居住し、在勤し、又は在学しているもの5人以上で構成される団体であって、次条の登録を受けた団体をいう。

(団体の登録)

第3条 ボランティア団体の登録を受けようとする団体は、西条市福祉ボランティア団体登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 構成員名簿

(2) 西条市福祉ボランティア活動計画書(様式第2号)

(3) 前年度活動実績書

(4) 前年度収支決算書

(5) その他市長が必要と認めるもの

(登録の取消し)

第4条 前条の規定により登録した団体が、ボランティア団体の要件を満たさなくなつたとき、又は西条市福祉ボランティア団体登録辞退届（様式第3号）の提出があつたときは当該登録を取り消すものとする。

（補助金の対象）

第5条 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、ボランティア団体が行う次に掲げる活動とする。

- (1) 福祉ボランティア活動を啓発し、又は拡大するための活動
- (2) 福祉ボランティア活動についての学習又は研修に関する活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める活動

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項各号に掲げる活動に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

3 補助金の交付の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、補助対象活動としない。

- (1) 福祉ボランティア活動以外の活動
- (2) P T Aに関する活動
- (3) 自治会行事としての活動
- (4) 国、地方公共団体、公益法人、民間団体の補助金等の交付を受け、又は交付を申請している活動
- (5) 政治又は宗教に関する活動
- (6) 募金活動
- (7) 署名活動
- (8) 式典及び祝賀に関する活動
- (9) 構成員相互の親睦を目的とする活動
- (10) 物品の購入又は施設の整備を主な目的とした活動

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、入場料、売上金、参加費等補助対象活動に係る収入がある場合は、その金額を補助対象活動に係る経費の総額から控除した額又は補助対象経費のうちいずれか少ない金額に3分の2を乗じて得た額とする。

2 補助金の額は、10万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助対象の期間）

第7条 補助対象の期間は、第9条の交付の決定を受けた日の属する会計年度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとするボランティア団体（以下「申請者」という。）

は、西条市福祉ボランティア活動補助金交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 西条市福祉ボランティア活動計画書
- (2) 西条市福祉ボランティア収支予算書（様式第5号）
- (3) 構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認めるもの
（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 前条の規定による決定を受けた申請者は、活動完了後1箇月以内までに、西条市福祉ボランティア活動実績報告書（様式第6号）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 西条市福祉ボランティア活動実績書（様式第7号）
- (2) 西条市福祉ボランティア収支決算書（様式第8号）
- (3) 支払金額を証する書類（領収書）の写し
- (4) 活動の様子が分かる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（西条市福祉ボランティア活動助成金交付要綱の廃止）

2 西条市福祉ボランティア活動助成金交付要綱（平成5年西条市制定）は、廃止する。
（経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の西条市福祉ボランティア活動助成金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年3月23日（要）告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日（要）告示第38号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月14日（要）告示第4号）
この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助対象外経費
報償費	外部講師、専門家等への謝礼金、調査、研究等に係る謝礼金	(1) 団体構成員に対する謝礼金 (2) 講師等に対するお土産代 (3) 謝礼金代替としての商品券、物品等の購入費
旅費	(1) 福祉ボランティア活動を啓発し、又は拡大するための活動に係る交通費 (2) 講師等の交通費及び宿泊費	研修、定例会、学習会、他団体との交流会等への出席に係る交通費
需用費	(1) 活動に必要な消耗品費（文房具、書籍代等） (2) 印刷製本費等（チラシ、ポスター等の印刷代） (3) 食糧費（食材費、講師等に対する弁当代、飲み物代） (4) 燃料費	(1) 配布を目的としたもの（プレゼント品、賞品、商品券等）の購入費 (2) お菓子、飲み物類等の嗜好品の購入費 (3) 団体構成員のための食糧費
役務費	(1) 切手、はがき代等の郵送料 (2) ボランティア行事用保険等の保険料 (3) 手数料（振込手数料等）	団体の運営経費と区別がつかないもの（事務所の光熱費、電話代、ホームページの維持管理費等）
使用料及び賃借料	(1) 会場使用料 (2) 車両、機器等の賃借料	(1) 遊戯場、美術館等の施設の利用料、拝観料等 (2) 団体構成員の所有物を使用した場合の使用料、賃借料等 (3) 事務所等の賃借料
備品購入費	活動に必要不可欠な備品購入費	(1) 娯楽性が非常に高いもの（ゲーム機、テレビ等）の購入費 (2) 単価が著しく高額なもの（車、バイク等）の購入費 (3) 汎用性の高いもの（パソコン、タブレット、携帯電話等）の購入費
負担金	福祉ボランティア活動についての学習又は研修に関する活動に必要な負担金	(1) 他の団体への会費、協賛金等 (2) 資格試験等の受験料
その他の経費	市長が適当と認める経費	
備考	<p>1 報償費にあつては、補助対象活動全体の経費に100分の30を乗じた額を限度とする。</p> <p>2 旅費において、自家用車等を使用する場合は、1kmにつき37円を乗じた額を限度とする。</p>	

様式第 1 号（第 3 条関係）

西条市福祉ボランティア団体登録申請書

年 月 日

西条市長

殿

団体名

代表者名

印

次のとおり、福祉ボランティア団体として活動したいので、西条市福祉ボランティア活動補助金交付要綱第 3 条の規定により団体登録を申請します。

団体名又はグループ名	
代表者氏名	
住所及び連絡先	〒 西条市 Tel
構成人員数	人
活動目的	
活動場所	
備考	

※ 添付書類

- 1 構成員名簿
- 2 西条市福祉ボランティア活動計画書（様式第 2 号）
- 3 前年度活動実績書
- 4 前年度収支決算書
- 5 その他必要と認めるもの

様式第2号（第3条、第8条関係）

西条市福祉ボランティア活動計画書

団 体 名				構 成 員 数	人
代 表 者	氏 名				
	住 所				
	連 絡 先				
活 動 の 目 的					
活 動 の 内 容	実施時期	実施内容（具体的に）	実施場所	活動対象者	
活動実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
活 動 の 効 果					

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

西条市長 殿

団体名

代表者名

印

西条市福祉ボランティア団体登録辞退届

年 月 日付け福祉ボランティア団体登録を、西条市福祉ボランティア活動補助金交付要綱第4条の規定により辞退します。

団体名又はグループ名	
代表者氏名	
住所及び連絡先	〒 西条市 Tel
辞退理由	
辞退年月日	年 月 日

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

西条市長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

西条市福祉ボランティア活動補助金交付申請書

年度において下記のとおり福祉ボランティア活動を実施したいので補助金を交付されたく西条市福祉ボランティア活動補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助申請額		円
着手予定年月日		年 月 日
完了予定年月日		年 月 日
その他特記事項		

添付書類

- 1 西条市福祉ボランティア活動計画書（様式第4号）
- 2 西条市福祉ボランティア収支予算書（様式第5号）
- 3 構成員名簿
- 4 その他市長が必要と認めるもの

様式第5号（第8条関係）

西条市福祉ボランティア収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	前 年 度 予 算 額	備 考
補 助 金	円	円	
活動における収入			
自 己 資 金			
その他の収入			
計			

2 支出の部

区 分	予 算 額	前年度予算額	本年度予算額内訳		備 考
			補 助 対 象	補助対象外	
報 償 費	円	円	円	円	
旅 費					
需 用 費					
役 務 費					
使用料及び 賃借料					
備品購入費					
負 担 金					
その他の経費					
計					

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

西条市長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

西条市福祉ボランティア活動実績報告書

年度において 第 号により交付を受けた補助対象活動について、下記のとおり西条市福祉ボランティア活動補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて実績報告をします。

記

補助申請額		円
着手年月日	年 月 日	
完了年月日	年 月 日	
その他特記事項		

添付書類

- 1 西条市福祉ボランティア活動実績書（様式第7号）
- 2 西条市福祉ボランティア収支決算書（様式第8号）
- 3 支払金額を証する書類（領収書）の写し
- 4 活動の様子が分かる写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

西条市福祉ボランティア活動実績書

団 体 名				構 成 員 数	人
代 表 者	氏 名				
	住 所				
	連 絡 先				
活 動 の 目 的					
活 動 の 内 容	実施時期	実施内容（具体的に）	実施場所	活動対象者	
活動実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
活 動 の 効 果					

様式第8号（第10条関係）

西条市福祉ボランティア収支決算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
補 助 金	円	円	
活動における収入			
自 己 資 金			
その他の収入			
計			

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	本年度決算額内訳		備 考
			補 助 対 象	補助対象外	
報 償 費	円	円	円	円	
旅 費					
需 用 費					
役 務 費					
使用料及び 賃借料					
備品購入費					
負 担 金					
その他の経費					
計					